

4月22日に厚生委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

## ● 小型家電リサイクル法に対する取組について ●

### ～内容～

本年4月から、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されたことに伴い、本市としての対応を調査した。

#### 【制度の概要】

再資源化事業を行おうとする事業者が、再資源化事業計画書を作成し、主務大臣の許可を受けることで廃棄物処理業の許可が不要となり、家電リサイクル法によって再商品化が行われている家電（洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・テレビ）以外の家庭電気器具の再資源化を促進する。

### ～質疑～

問：今年度、倉敷市と協議しながら方向性を決め、平成26年度から施行するのか、今後どのような計画を持って進める予定か。

答：例えば、パソコン等処分方法が変わる物もあるため、市民が混乱しないよう細かい部分は平成26年度からになるだろうが、倉敷市と協議しながら、できるものは柔軟に対応していきたい。

問：既に回収ボックスを設置して携帯電話等の回収を行っている行政があると聞くが、どのような状況なのか。

答：ボックスを設置しているが、指定以外の物や汚れた物が入られ、苦勞しているようである。今は認定業者はいないが、回収されたものは、きちんと業者へ渡していると聞いている。

問：集団回収とは小学校などが行う廃品回収のことか。

答：そのとおりです。

問：回収手数料は、現行どおりとなるのか。

答：回収手数料は、クリーンセンターまで運ぶ手数料であるため、現行どおりとする予定である。

問：認定事業者は3県に渡って収集する業者でなければならないとのことだが、大手業者でしかも独占的になってしまうイメージを持つが、その業者に牛耳られるという危惧はないか。

答：非常に業者は限定されると思うが、現時点ではお答えできない。

## ● 権利擁護センターの状況について ●

### ～内容～

4月1日から総社市総合福祉センター内に開設された権利擁護センターについての状況について調査した。

#### 【権利擁護センターのあり方】

- ・多問題、重複ケースにも対応できる総合的なワンストップ化を行う。
- ・成年後見制度に特化せず、市民生活全般にわたる幅広い支援・権利擁護を行う組織を目指す。
- ・あらゆる相談に対応する。

### ～質疑～

問：現状でどの程度の事案があるか。
答：4月2日から3週間で約32件の相談があり、来所での相談12件、電話での相談6件、その他には包括支援センター等関係機関からの相談がある。
問：内容別ではどのようになっているか。
答：多重問題で重複したものもあるが、成年後見人制度について約20件、高齢者虐待10件、障害者虐待2件、児童虐待2件あった。
問：6月から本格始動となるが、現在の陣容で対応できるのか。また、ティッシュペーパーの中に入れるカードとか、市民が携帯できていざというとき相談先が分かるような啓発グッズは考えているのか。
答：陣容は、様子を見る必要があるが、5月から3人体制とする。24時間体制ではないが、夜間でも担当者へ繋がるようにはなっている。啓発グッズは今のところ考えていない。
問：事務局は社会福祉協議会にあるようだが、社会福祉協議会へ任せってしまうのか。
答：委託先が社会福祉協議会であって、実施主体は総社市である。運営委員会や支援検討委員会のメンバーの中に行政担当者が入っている。
問：皆さんに利用していただかなければならない。皆さんに行き届くよう、どのようにPRしていくのか。また、緊急時に、弁護士等即刻対応ができるのか。相談をしやすい場所、雰囲気などの配慮はできているのか。
答：PRはできるだけ新聞に取り上げていただけるよう工夫し、シンポジウムの開催も予定しているが、今後とも十分考えていきたい。弁護士、司法書士については、特定の方をお願いしており、いつでも相談できる体制になっている。相談場所は2箇所設けており、誰にも会わずに個別に対応できるようにしている。

## ● 特定健康診査等受診率の向上に対する取組について ●

### ～内容～

国保の特定健康診査の受診率が伸び悩んでいる現状と対策について調査した。

#### 【平成 25 年度の主な改善点】

- ・ 従来はそれぞれの検査を別々の日に受けていたものを、1 回で受診できるよう改善したり、休日検診の回数を増やすなど利便性の向上を図る。
- ・ 分かり易い健康カレンダーの作成、全対象年齢の人へのハガキでの通知を行いPRに努める。
- ・ 企業等が行う検診の未実施者や未実施項目、新規国保加入者の情報を収集し受診啓発を行う。
- ・ 要精密検査対象者に対して行う受診勧奨を強化する。

### ～質疑～

問：受診率を上げなければならない理由は何か。
答：早期発見，早期治療を行うことで，医療削減につなげる。
問：健康づくりに対する意識が高まれば高まるほど，市民の皆さんの負担も軽減するという意識を共有することが大切であるが，まだまだ足りていない。健康カレンダーを見やすくするとか愛育委員の協力を得るなどしてアピールしてほしい。
答：健康は家族の幸せにつながるということをPRして，年に1度は健康診査を受けましょうというスタンスで取り組んでいきたい。
問：地区別に受診率を出すことはできるか。
答：可能だと思う。
問：健康意識調査を行ったことがあるか。
答：問診票の中へ項目を取り入れることができればいいと思うが，健康に対する意識が把握できるよう工夫したい。
問：乳がん・子宮がん検診のクーポン券の猶予期間が1年しかないが，2年間に延ばすことはできないか。
答：できないと思う。
問：受診の機会や受診の方法など色々工夫した結果，受診率はいくらだったという事業評価は国へ出しているのか。また，その評価によって受診率向上に向けて指導はあるのか。
答：受診率等は国へ出している。受診率によって今後，国からの交付金に反映させようとしている。他には，検診に対しての頑張り度合いによって特別調整交付金の上乗せが行われている。平成 24 年度には本市も上乗せを受けている。
問：ピロリ菌検査を導入してはどうか。

答：今後の検討課題とさせていただきたい。